

国民健康保険料の決め方

国民健康保険料は、東大阪市国民健康保険条例の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主に賦課されます。

この保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40歳から64歳までの方のみ)を合算して算出します。さらに、これらの保険料はそれぞれ所得割額、均等割額、平等割額によって構成されています。

医療給付費分(被保険者全員が対象)
国民健康保険の加入者の医療費の財源となる保険料
所得割額+均等割額+平等割額
後期高齢者支援金分(被保険者全員が対象)
後期高齢者医療制度を支援することを目的とした保険料
所得割額+均等割額+平等割額
介護納付金分(40歳から64歳までの方が対象)
介護保険の第2号被保険者(40歳から64歳までの方)に賦課される保険料
所得割額+均等割額

※65歳以上になれば介護保険料として別途、納付することになります。

令和4年度国民健康保険料の計算方法

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を下記の方法にて算出後、合算します。

医療給付費分保険料	
所得割額	令和3年中所得に対する世帯の賦課標準所得金額 × 8.71%
均等割額	世帯の加入被保険者数 ()人 × 31,854円
平等割額	1世帯あたり 32,105円

後期高齢者支援金分保険料	
所得割額	令和3年中所得に対する世帯の賦課標準所得金額 × 2.66%
均等割額	世帯の加入被保険者数 ()人 × 9,426円
平等割額	1世帯あたり 9,500円

介護納付金分保険料 (40歳から64歳までの方)	
所得割額	対象となる被保険者の令和3年中所得に対する賦課標準所得金額 × 2.48%
均等割額	対象となる被保険者数 ()人 × 18,306円

※令和3年中所得とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得のことをいいます。

賦課標準所得金額

被保険者それぞれについて、地方税法に基づき算出される次の1～3の合計額から基礎控除額を差し引いた額を合算して求めます。

1. 総所得金額（給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得〔公的年金等所得を含む〕など） ※(参考)
2. 山林所得金額
3. 他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、申告をした分離課税の株式等の譲渡所得など)

基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める額になります。

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

※基礎控除以外の所得控除はありません。複数の所得があっても、基礎控除は一度しかおこないません。

※控除後の金額に1,000円未満の端数がある場合、端数は切り捨てます。

※雑損失の繰越控除額は控除しません。

※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付などの非課税所得は賦課標準所得金額の算出には用いません。

※(参考)

給与所得の源泉徴収票において、下図の「給与所得控除後の金額(調整控除後)」に記載されている場合、その額が総所得金額の算出に用いられます。

年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)															
		(役職名)															
		氏名 (フリガナ)															
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額							
	内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円				
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数						
有	無	千	円	特 定	老 人	そ の 他	人	人	人	特 別	そ の 他	人	人				
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額								
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円					
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額							
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用額		新借入開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)					
		円		年 月 日		円		円		円		円					
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名		区分		配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額		円					
										基礎控除の額		円					
										円		円					
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分							
		(フリガナ) 氏名		区分				(フリガナ) 氏名		区分							
		(フリガナ) 氏名		区分				(フリガナ) 氏名		区分							
		(フリガナ) 氏名		区分				(フリガナ) 氏名		区分							
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途退・退職			受給者生年月日					
									就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
支払者		住所(居所)又は所在地															
		氏名又は名称 (電話)															

確定申告書の場合は、下図の「所得金額等の合計」の金額が、総所得金額の算出に用いられます。なお、譲渡所得や上場株式等の配当、先物取引等の分離課税所得の申告書は別様式のものになります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA2200

住所	個人番号	生年月日	氏名
フリガナ	職業	課税主の氏名	世帯主との続柄
支店・事業所・店舗等	種別	専任・専務等	専任・専務等

収入金額等

事業業等	①
農業	②
不動産	③
利子	④
配当	⑤
給与	⑥
公的年金等	⑦
雑業務	⑧
その他	⑨
総合課税・一時所得	⑩
合計	⑪

所得金額等

事業業等	①
農業	②
不動産	③
利子	④
配当	⑤
給与	⑥
公的年金等	⑦
雑業務	⑧
その他	⑨
⑩から⑪までの計	⑫

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬
小規模企業共済等控除	⑭
生命保険料控除	⑮
地震保険料控除	⑯
配偶者控除	⑰
扶養控除	⑱
基礎控除	⑲
⑳から㉑までの計	㉒
雑損控除	㉓
医療費控除	㉔
寄附金控除	㉕
合計	㉖

税

課税される所得金額	⑳
上の⑳に対する税額	㉑
配当控除	㉒
源泉徴収控除	㉓
控除等附金等特別控除	㉔
住宅ローン控除等	㉕
災害減免額	㉖
復興特別所得控除	㉗
所得税及び復興特別所得税の額	㉘
外国所得税控除	㉙
源泉徴収税額	㉚
申告納税額	㉛
第3期分の税額	㉜
納める税金	㉝

その他

公的年金等以外の合計所得金額	㉞
配偶者の合計所得金額	㉟
青色申告特別控除額	㊱
未納付の源泉徴収税額	㊲
平均課税対象金額	㊳
変動相場所得金額	㊴
延納届出額	㊵

第一表 (令和二年分以降用)

⑲⑳㉑⑳又は㉒の記入をお忘れなく。

賦課限度額

国民健康保険料は医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のそれぞれに賦課限度額が定められています。賦課限度額を上回る金額が賦課されることはありません。

賦課限度額	
医療給付費分保険料	63万円
後期高齢者支援金分保険料	19万円
介護納付金分保険料	17万円

保険料の計算例

夫 41 歳 給与収入 320 万円(給与所得 216 万円) 賦課標準所得=173 万円
妻 38 歳 給与収入 103 万円(給与所得 48 万円) 賦課標準所得=5 万円
子 11 歳 収入なし
母 66 歳 年金収入 180 万円(年金所得 70 万円) 賦課標準所得=27 万円

世帯の賦課標準所得=173 万円+5 万円+27 万円=205 万円

【医療給付費分】

〔所得割額〕 2,050,000 円×0.0871=178,555 円
〔均等割額〕 31,854×4 人=127,416 円
〔平等割額〕 32,105 円 小計 338,076 円

【後期高齢者支援金分】

〔所得割額〕 2,050,000 円×0.0266=54,530 円
〔均等割額〕 9,426×4 人=37,704 円
〔平等割額〕 9,500 円 小計 101,734 円

【介護納付金分】

〔所得割額〕 1,730,000 円×0.0248=42,904 円
〔均等割額〕 18,306×1 人=18,306 円 小計 61,210 円

医療給付費分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分 = 年間保険料額
であるので、338,076 円 + 101,734 円 + 61,210 円 = 501,020 円

年間保険料額 501,020 円

軽減について

4月1日の保険料賦課期日(賦課期日後に資格を取得した場合はその資格取得日)時点での世帯主およびその他の被保険者の令和3年中の所得金額の合計額が下記の基準を満たす場合、均等割額と平等割額を軽減します。

所得基準(令和4年度)

軽減割合	被保険者全員の令和3年中の所得金額の合計
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)以下
5割	43万円+(28万5千円×[被保険者数]) +10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)以下
2割	43万円+(52万円×[被保険者数]) +10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)以下

(注1) 給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす方のことをいいます。

- ① 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ② 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- ③ 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

- ※ 昭和32年1月1日以前生まれの公的年金等受給者の方につきましては公的年金等に係る所得金額から最大15万円を控除した後の金額で軽減判定します。
- ※ 国民健康保険の被保険者ではない世帯主(擬制世帯主)の所得も軽減判定所得に含みます。
- ※ 確定申告等の所得申告をしていない方は「国民健康保険料所得申告書」を提出してください。所得の申告がなければ軽減は適用できません。
- ※ 軽減判定を行う際の所得金額には、事業専従者給与所得額、事業専従者控除額、また、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
- ※ 子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、令和4年度分から未就学児(義務教育就学前の子ども)の均等割額の2分の1が軽減されます。また、上記の所得金額に応じた軽減措置(7割・5割・2割)を受けている場合は、軽減適用後の未就学児の均等割額の2分の1を減額します。なお、世帯の所得等による制限はなく、未就学児の均等割の軽減措置を受けるための申請は不要です。

◎擬制世帯主とは

国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合の世帯主を「擬制世帯主」といいます。

保険料の所得割額を算出する際の賦課標準所得金額には擬制世帯主の所得金額は含めませんが、保険料の軽減判定の際には、擬制世帯主の所得金額も含めて判定を行います。

減免について

災害や失業等により保険料の納付が困難であるとき、一定の基準を満たせば保険料が減免される場合があります。

減免には、大阪府内共通基準の減免と、東大阪市独自の減免があります。

減免の適用には申請が必要です。詳しくは保険料課までお問い合わせください。

大阪府内共通基準の減免

特別な事由のない限り、申請があった月以降の保険料が減免の対象となります。

災害減免

震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により居住する住宅について著しい損害を受けたとき

(申請に必要な添付資料) 罹災証明書

拘禁減免

被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき

(申請に必要な添付資料) 収容証明書、在監証明書、在所証明書等

所得減少減免

事業又は業務の不振、休廃止、失業等により、所得が著しく減少し、世帯総所得について、減免事由発生後の1ヶ月あたりの平均所得見込額と、賦課の基となる年(令和3年)の1ヶ月あたりの平均所得を比較し3割以上減少したとき

(申請に必要な添付資料) 失業や事業の休廃止等の事実がわかる書類、失業や事業の休廃止等の事実発生後の収入がわかる書類

減免の割合

所得の減少率	所得割額の減額割合
100%	100%
90%以上100%未満	90%
80%以上90%未満	80%
70%以上80%未満	70%
60%以上70%未満	60%
50%以上60%未満	50%
40%以上50%未満	40%
30%以上40%未満	30%

東大阪市独自の減免

障害者減免

被保険者に身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A・B1、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかの交付を受けている方、または特別障害者に相当する方がおり、前年の総所得金額が基準額以下であるとき
(申請に必要な添付資料) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書(特別障害者)

ひとり親減免

ひとり親世帯であり、母または父と中学生以下の子のみで国民健康保険世帯が構成されており(親子の他に高校就学相当年齢の子もしくは 65 歳以上で、前年の所得金額が 43 万円以下の方が同世帯にいる場合を含む)、前年の総所得金額が基準額以下であるとき
(申請に必要な添付資料) ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書

高齢者減免

高齢者(昭和 33 年 4 月 1 日以前生まれ)のみ、もしくは高齢者と所得金額が 43 万円以下の方のみで国民健康保険世帯が構成されており、前年の総所得金額が基準額以下であるとき

※減免判定の際に用いる所得金額とは、総所得金額(給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得〔公的年金等所得を含む〕など)、山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税の土地建物等の譲渡所得、申告をした分離課税の株式等の譲渡所得など)の合計額のことを指します。

所得制限(基準額)

- ・障害者 : 191 万円+43 万円×(被保険者-1)以下
- ・ひとり親 : 204 万円+43 万円×(被保険者-2)以下
- ・高齢者 : 135 万円+43 万円×(被保険者-1)以下

所得制限額早見表(令和 3 年度より)

	障害者	ひとり親	高齢者
1 人	1,910,000 円以下		1,350,000 円以下
2 人	2,340,000 円以下	2,040,000 円以下	1,780,000 円以下
3 人	2,770,000 円以下	2,470,000 円以下	2,210,000 円以下
4 人	3,200,000 円以下	2,900,000 円以下	2,640,000 円以下
5 人	3,630,000 円以下	3,330,000 円以下	3,070,000 円以下

新型コロナウイルス感染症特別減免

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、次のそれぞれの要件に該当するとき

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（その者が属する世帯の世帯主をいう。以下同じ。）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件のすべてに該当する方 ⇒ 保険料の一部を減額

主たる生計維持者について

- ・前年と比べて事業・不動産・山林・給与収入のいずれかが10分の3以上減少する見込みであること
- ・前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※非自発的失業者（倒産、リストラや解雇などで離職した人）の軽減制度の対象となる方については非自発的失業者の軽減を行うため、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象外（非自発的失業者の給与収入の減少に加え、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれる場合を除く。）となります。

※減免対象となる方について、他の減免にも該当する場合は、減免額が最も大きいものを適用します。

※令和4年度の本減免の申請期限は令和5年3月31日（必着）です。

後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置について

- ① 被用者保険の被用者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者になった 65 歳以上の方(以下「旧被扶養者」といいます。)は、新たに保険料を負担することとなるため、旧被扶養者に係る所得割額を免除、均等割額は半額(7、5 割軽減世帯は除く。2 割軽減世帯は積み上げ。)となり、また、旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割額は半額(7、5 割軽減世帯は除く。2 割軽減世帯は積み上げ。)となります。この激変緩和措置の適用を受けるには申請が必要です。

※ 令和 2 年度より均等割額と平等割額については、資格取得日の属する月以降 2 年を経過する月までの間に限り対象となりました。所得割額については当分の間免除されます。

- ② 後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険を脱退した方のうち、引き続き同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる方を特定同一世帯所属者といい、以下の緩和措置が取られます。
- (i) 後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の世帯の被保険者数が減った場合であっても、それまでと同様に軽減ができるよう、特定同一世帯所属者の人数と所得を含めて軽減判定を行います。
 - (ii) 後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国民健康保険の被保険者が単身となった場合、国民健康保険料の平等割額を軽減します。

年度途中の加入または脱退

年度の途中で国民健康保険に加入または脱退した場合の保険料は、月割で計算します。加入の届出が遅れた場合は、最大で2年さかのぼって国民健康保険料が賦課されます。

・年度の途中で加入する場合

資格を取得した月から保険料がかかります。

- (例) 9月25日付けで東大阪市へ転入し、国保へ加入する場合
→ 9月分からの保険料がかかります。

9月から翌年3月までの7ヶ月分の保険料で計算します。

$\text{年間保険料} \times \text{加入した月から3月末までの月数} \div 12$

届出が遅れた場合でも実際に資格を取得した月から保険料は賦課されます。
例えば、届出をするのが11月になった場合であっても9月分から計算します。

・年度の途中で脱退する場合

資格を喪失した月の前月まで保険料がかかります。

- (例) 9月20日付で勤務先の健康保険へ加入する場合
→ 8月分までの国民健康保険料がかかります。

4月から8月までの5ヶ月分の保険料で再計算します。

$\text{年間保険料} \times 4 \text{月から脱退した月の前月までの月数} \div 12$

非自発的失業者に係る軽減について

離職時点において 65 歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由が「特定受給資格者(離職理由コード：11,12,21,22,31,32)」「特定理由離職者(離職理由コード：23,33,34)」に該当される方は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの期間、該当者の前年の給与所得を 30/100 とみなして算定をします。

※軽減を受けるためには届出が必要です。

国民健康保険被保険者証または保険料決定通知書等、雇用保険受給資格者証、を持って、市役所本庁 2 階 5 番窓口の保険料課または各行政サービスセンターに届出をしてください。

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号		2. 氏名				
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 雇職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号	
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)						
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限		
16. 求職申込年月日		17. 認定日		18. 受給期間満了年月日		
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間		
22. 離職前事業所名						
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)				
0 0 0 0						

※上図の雇用保険受給資格者証における「離職理由」が下記の数字に該当する必要があります。

【特定受給資格者】

コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者】

コード	離職理由
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)